

新入学生、在学生の皆様へ

表題： 【注意喚起①】キャバクラ等への「客引き」は、条例により県内全域で  
禁止されています。

内容： 石川県警察から、「注意喚起」のお知らせです。

- キャバクラ等のアルバイト先から「客引き」を指示された場合は警察に相談を！
- キャバクラやスナックなどへの「客引き」は、条例により県内全域で禁止されている**犯罪**ですので「客引き」アルバイトは捕まります。
- また、居酒屋やカラオケ店への「執拗な客引き」は、条例により県内全域で禁止されています。
- ◎ 不明な点や相談ごとがあれば、警察相談専用ダイヤル「# 9 1 1 0」(平日 9:00-17:45) いつでも、警察に相談してください。

石川県警察

**客引き**

**6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**

●対象となる業種等

- ・性風俗店
- ・接待飲食店
- ・午後10時から翌日午前6時までの間におけるマッサージ店等を仮装した性風俗店
- ・売春類似行為
- ・執拗な客引き



性風俗店・接待飲食店等への客引き



深夜における  
マッサージ店等を仮装した  
性風俗店の客引き



執拗な客引き  
(業種は問いません)